

遺伝子組換え食品はどのようなの？

家庭菜園作りにはよい季節になりましたが、農作物等には病害虫なども多く発生する時期です。そこで有用な性質（病害虫に強い、除草剤に強いなど）を与えるため、他の生物から遺伝子を取り出して、新たに組み込まれて開発された農作物を**遺伝子組換え農作物**といい、その農作物及びそれを加工した食品を「**遺伝子組換え食品**」といいます。そこで今回はその食品表示はどう違うのか見ていきましょう。

現在、厚生労働省により安全性が審査された**7種類**の農作物（大豆・とうもろこし・ばれいしょ・なたね・綿実・アルファルファ・てん菜）とその**32食品群**の加工食品について、平成13年4月から食品衛生法及びJAS法に基づき表示が義務付けられています。なお、義務表示の対象品目については、組み換えられたDNA等の検出方法の進歩等に関する新たな知見、消費者の関心等を踏まえ、毎年見直しを行うこととしています。平成13年度にばれいしょ加工品6食品群が、平成17年度にアルファルファが、平成18年度にてん菜が新たに義務表示の対象品目に追加されています。

表示の方法

- ・ 分別生産流通管理が行われている遺伝子組換え食品・・・**義務表示**

例：大豆（遺伝子組換え）

- ・ 遺伝子組換えと非遺伝子組換え食品の分別生産流通管理が行われていない場合・・・**義務表示**

例：大豆（遺伝子組換え不分別）

- ・ 分別生産流通管理が行われている非遺伝子組換え食品・・・**任意表示**

例：大豆、大豆（遺伝子組換えでない）

分別生産流通管理（IPハンドリング）・・・遺伝子組換え食品と非遺伝子組換え食品が、生産、流通及び加工の各段階で混入が起こらないように管理し、そのことが書類により証明されていることをいいます。

加工食品の表示義務が不要となるのは、主な原材料（主な原材料とは、全原材料中で重量割合が上位3品目以内で、かつ5%以上の原料）でない場合などです。また、同じ大豆加工食品でも組み換えられたDNA及びこれらによって生じたタンパク質が、最終的に製品に残らない食品（醤油、大豆油）などは表示が免除されます。でもよく醤油などの「遺伝子組換えでない」の表示などを見かけることはありませんか。